平成２８年（フ）第１２号
兵庫県丹波市青垣町大稗485番地
債務者　井根　光一
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東　　泰弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２８年（フ）第３０４号
広島県安芸郡府中町八幡３丁目１番８号
債務者　中村喜美江こと　中村喜美江
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第３１８号
埼玉県草加市氷川町2152番地18　氷川中央ハイツＡ―102号
債務者　中嶋　　昇
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３３３号
埼玉県草加市新栄４丁目1000番地新栄町団地３－６－404
債務者　清水　友美
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３４５号
埼玉県草加市草加１丁目２番20号
債務者　筑間　奈美
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１７６号
埼玉県熊谷市上須戸869番地
債務者　高田　　賢
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第６２号
新潟県長岡市城岡３丁目11番５号
債務者　粉川　博行
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第８４１号
札幌市手稲区富丘２条３丁目３番10号　ロイヤルハウス富丘Ｂ―202号
債務者　道念　拓巳
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９３９号
北海道石狩市花川南６条２丁目225番地　ハイツ都築１号
債務者　高橋　尚恵
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９７９号
札幌市東区北23条東16丁目１番32―101号
債務者　田村　　寛
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１００２号
札幌市中央区南24条西14丁目２番28―202号
債務者　中山　千春
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１００８号
札幌市豊平区平岸２条９丁目２番１―602号
債務者　尾形　　純
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０２５号
札幌市東区伏古４条５丁目２番37号　大寺方
債務者　高橋　　幸（旧姓飯沢）
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０３８号
札幌市豊平区平岸１条１丁目６番１号　サンコーポラス３―Ｃ
債務者　池田志津江
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３４号
岐阜県中津川市高山354番175、住民票上の住所岐阜県中津川市福岡2083番地１
債務者　番　　朋猛
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第１８９号
静岡県伊豆市徳永240番地の15
債務者　野田　　寿
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１９０号
静岡県伊豆市徳永240番地の15
債務者　野田　伸子
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係